

様式第1号（第6条関係）

（表面）

年 月 日

軽度生活援助事業利用申請書

熊谷市長 あて

申請者 住 所
氏 名



利用者との続柄

電話番号 ー

軽度生活援助事業を利用したいので、申請に当たっての留意事項について同意の上、熊谷市軽度生活援助事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

※太枠内の該当する項目を記入し、又は○をつけてください。

利用者の状況	住 所	〒 ー 熊谷市	電話番号	ー
	ふりがな		性 別	男 ・ 女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳
	世帯の状況	単身・高齢者のみ・その他（同居人氏名・続柄）		
利用したいサービスについて	利用したいサービス	※裏面を参照してください。		
	利用日について	利用頻度	回 限 り ・ 継 続 的	
		希望する曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金	
		希望する時間	午前・午後 時頃から 午前・午後 時頃まで	
その他要望等	※特に要望等がある場合ご記入ください。			

(裏面)

熊谷市軽度生活援助事業のサービス内容
(1) 外出・散歩などの付き添い
(2) 食材・生活必需品などの買物の支援
(3) 調理や食事の用意の支援
(4) 衣類などの洗濯や修繕の支援
(5) 屋内の掃除や整理・整頓支援
(6) 地震等災害による家具の転倒を防止するための器具の取り付け
(7) その他自立した日常生活を営む上で、特に支障がある支援

※申請に当たっての留意事項

- 1 申請後、家族等の状況を確認します。なお、確認のため必要な書類の提出を求める場合があります。
- 2 サービスの提供は、熊谷市が委託する受託者が行います。
- 3 サービスの内容については、上記一覧表に掲載する自立した生活を支援するためのサービスに限られます。また介護保険の訪問介護等を利用する資格がある方は、上記一覧表に掲載するサービスのうち、訪問介護では受けられないサービスに限られますのでご注意ください。
なお、専門技能を有するサービスや危険を伴うサービスについては、お断りする場合があります。詳細については受託者に別途ご相談ください。
- 4 利用に当たっては、1時間につき300円を負担していただきます。受託者に直接お支払いください。
- 5 買物の代金、修繕にかかる材料費、その他サービスの提供に必要な実費については、自己負担となります。
- 6 本サービスの提供日は、原則として休日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの平日とします。
- 7 本サービスの提供時間は、原則として午前8時30分から午後5時までの間とし、1年度間に30時間を限度とします。サービスの提供は1時間を単位とし、1回のサービスに30分を超える端数がある場合は当該端数を1時間とします。ただし、1回のサービスが1時間未満で完了するときは提供時間に関わらず1時間とします。